

半田市民健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民に密着した総合的な健康づくりを積極的に推進することを目的とし、市民の健康づくりに関する事項について審議企画するため、半田市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「健康はんだ21計画」の策定及び評価に関すること。
- (2) 市民の健康づくり推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療機関の代表者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関の職員

2 委員の任期は、第2条第1号の所掌事務の処理のため市長が委嘱した日から1年とする。ただし、当該期間外に第2条第2号の所掌事務を処理する必要がある場合は、当該事務の処理に必要な期間とする。

3 前項の委嘱期間内に委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を統括する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 会議の議長は、会長が当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、市民の健康課題の把握、疾病の予防等、専門の事項を調査審議するために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び部会長は、会長が指名する。

3 専門部会は、部会長が必要に応じ招集し議長となる。

(関係者の出席)

第8条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会に関する事務は、福祉部健康課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。